○東北地方整備局告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月二日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第四百六号山形広域都市計画道路事業三・四・八号美畑天童線及び三・四・二十五号東原村木沢線

三　事業施行期間　自平成七年三月二日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成七年建設省告示第四百六号、平成十二年建設省告示第四百十六号及び平成二十年東北地方整備局告示第百六十一号の事業地のうち山形市城南町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　山形市城南町一丁目地内を加える。

○関東地方整備局告示第三百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野市信州新町日原東字**桃**平七七二番地先から同市信州新町日原東字大沢七八四番一まで	前	一六・二三～一八・五三メートル	〇・〇二九キロメートル
	後	一六・四八～三四・〇七メートル	〇・〇二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野市信州新町日原東字**桃**平七七二番地先から同市信州新町日原東字大沢七八四番一まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月二日

○関東地方整備局告示第三百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
塩尻市大字広丘堅石字桔梗ヶ原二一四五番一五一から同市大字広丘野村字西原一五二五番一まで	前	一〇・六五～一二・九六メートル	〇・七七一キロメートル
	後	一一・一一～四一・三二メートル	〇・七七一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡崎市八帖町字往還通六番から同市矢作町字加護畑六八番一まで	前	一八・五二～七一・六五メートル	〇・五二二キロメートル
	後	三二・八〇～七一・六五メートル	〇・五二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	岡崎市八帖町字往還通六番から同市矢作町字加護畑八五番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月三日

○近畿地方整備局告示第二百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
奈良市西九条町四丁目三番一から大和郡山市下三橋町七四六番一まで	前	二六・五二～二九・三九メートル	〇・四八三キロメートル
	後	二七・四一～三四・一七メートル	〇・四八三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	奈良市西九条町四丁目三番一から大和郡山市下三橋町七四六番一まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月二日